

## 規制の事前評価書

政策の名称	地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積及び有償譲渡の届出事項等の規定
法令（案）の名称	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令案
担当部局	政策統括官（沖縄政策担当）付政策調整担当参事官 （参事官：池田 正 ）
評価実施時期	平成 27 年 3 月

### 1 政策の名称

地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積及び有償譲渡の届出事項等の規定

### 2 規制の目的、内容及び必要性等

#### (1) 規制の目的

地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置に係る手続を適切に行うため、土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積及び有償譲渡の届出事項等について定めるもの。

#### (2) 規制の内容

- ① 特定駐留軍用地跡地内の土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積を定める。（現行の特定駐留軍用地に係る届出制度と同様、原則200㎡未満とする）
- ② 特定駐留軍用地内及び特定駐留軍用地跡地内の土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積について、関係市町村が条例で200㎡未満の範囲内で別に定めることができることとする。（現行の条例で定める面積は100㎡以上200㎡未満の範囲内）
- ③ 特定駐留軍用地跡地の有償譲渡の届出事項等を定める。（現行の特定駐留軍用地の有償譲渡の届出事項等と同様、土地所有者及び譲渡相手の住所・氏名、土地及び当該土地に存する建築物等に関する事項・譲渡予定価額等とする）

### (3) 規制の必要性

沖縄県内の駐留軍用地は、民有地の割合が極めて高いことから、具体的な事業実施に着手する前からあらかじめ公共用地を計画的に確保することが重要である。

現行の特定駐留軍用地に係る届出制度は、駐留軍用地の返還までの間における公共用地の先行取得の制度であるが、

- ① 駐留軍用地の返還後も引き続き公共用地の先行取得を行う特定駐留軍用地跡地に係る届出制度の創設（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（平成27年2月20日閣議決定。第189回国会提出））に伴い、特定駐留軍用地跡地内の土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積と有償譲渡の届出事項等を定める必要があること
- ② 地域ごとに異なる状況等を踏まえより一層柔軟に対応できるよう、特定駐留軍用地内及び特定駐留軍用地跡地内の土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積について、関係市町村の条例により下限なく定めることができるようにする必要があること

から、本措置を講ずることにより、地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保を図る機会を得ることができる。

### (4) 法令（案）の名称とその内容

#### 法令（案）の名称

- ① 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案
- ② 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令案

#### 内容

- ① 地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置において土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積等を定めるもの。
- ② 地方公共団体等による駐留軍用地等内の土地の取得の円滑化のための措置において有償譲渡の届出事項等を定めるもの。

### 3 想定される代替策

- ① 特定駐留軍用地跡地内の土地を譲渡しようとする場合の届出の対象とならない土地の面積と、特定駐留軍用地内及び特定駐留軍用地跡地内の関係

市町村の条例で別に定めることができる土地の面積について、本対策案よりも拡大する。

- ② 特定駐留軍用地跡地の有償譲渡の届出事項等を少なくする。

#### 4 規制の費用・便益

##### ① 費用

###### 【遵守費用】

###### <本対策案>

本対策案により、面積要件に該当する土地を譲渡するときは、土地有償譲渡届出書の作成・提出及び土地の買取り協議の対応の負担が生ずる。なお、これは現行の特定駐留軍用地に係る届出制度と同じ負担である。

###### <代替案>

面積を拡大した場合は、本対策案と比較して、負担が生ずる土地所有者が減少する。

届出事項等を少なくした場合は、土地有償譲渡届出書作成の負担は減少するが提出の負担は変わらないため、本対策案と大差が生じないと考える。

###### 【行政費用】

###### <本対策案>

本対策案により、関係市町村の届出受理、土地の買取り協議、罰則適用の確認の事務負担が生じるが、現行の特定駐留軍用地に係る届出制度への対応と同じであり、特段の体制強化等を要さず対応可能なもの。

なお、本対策案は沖縄県等これらの事務を行う地元地方公共団体自らの要請に基づくものである。

###### <代替案>

面積を拡大した場合は、本対策案と比較して、届出受理等の事務負担が減少する。ただし、公共用地の先行取得の機会が減少することに伴い、後年度の開発整備の際に公共用地の取得難や事業の長期化に対応するための体制強化等の費用負担の増加、土地の使用収益開始が遅れることに伴う土地所有者への給付金の支払い負担の増加のおそれがある。

届出事項等を少なくした場合は、買取り協議に必要な情報が得られないため、事務負担が増加する。

###### 【その他社会的費用】

###### <本対策案>

本対策案により、面積要件に該当するときは、土地の譲渡が一定期間

制限されることで土地所有者の土地取引等に影響を及ぼすことになる。

<代替案>

本対策案と比較して、土地取引等への影響が生ずる土地所有者が減少する。

## ② 便益

<本対策案>

本対策案により、地方公共団体等が将来必要となる公共用地の確保に取り組み、駐留軍用地跡地内における開発整備を計画的に進めることが可能となり、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資する。

<代替案>

本対策案と比較して、計画的な開発整備に必要な公共用地の先行取得の機会が減少するため、返還後も土地の有効な利活用ができない期間の長期化、地権者の合意形成が不十分であることに起因する無秩序な土地開発の進行などの問題が生ずるおそれがある。

## 5 政策評価の結果

本対策案により、一定の費用の発生が想定されるものの、将来必要となる公共用地の確保に取り組み、駐留軍用地跡地内における開発整備を計画的に進めることで、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資することと、本対策案をとらずに駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用に支障が生ずることを比較すれば、本対策案による便益が大きいものといえる。

## 6 有識者の見解その他関連事項

なし

## 7 レビューを行う時期又は条件

本措置を規定する沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法は平成34年3月31日までの時限法のため、法の期限が到来する際は、本措置の施行の状況等について検討を行うものとする。